

## 地域の高齢者応援団！！

# いきいきサポーター講座参加者募集

いつまでもいきいきと暮らしたいと頑張る高齢者。その応援団『いきいきサポーター』の講座に参加しませんか？

いきいきサポーターとは、介護予防や健康づくりについて学び、自ら介護予防に取り組むほか、「介護予防」の大切さを近所の方や友人に伝えること、各地域で町が行う介護予防教室のサポート活動をするなどによって介護予防の輪を広げていただく方々です。

日時●1月20日、27日  
2月 3日、10日、17日、24日  
午前9時30分～11時30分  
(毎週火曜日・全6回)

場所●いきいき健康サロン多古  
「わあーか ちいーと」(仲町通り)  
内容●認知症、低栄養予防・改善、高齢期に注意したい老年症候群、体のしくみ等を知る講習と筋力アップ体操を行います。  
対象●サポーターとして地域での介護予防の普及啓発に協力いただける70歳以下の方  
定員●15名程度  
持物等●飲み物、運動のできる服装・靴、筆記用具  
申込期限●1月15日(木)

申込み・問合せ●多古町地域包括支援センター  
☎70-6111

## 学童保育所の指導員を募集します

職種●学童保育所指導員(臨時職員)  
資格●60歳位までで、保育士の資格、幼稚園教諭の資格または養護教諭の資格がある方  
勤務場所●多古学童保育所・久賀学童保育所・中村学童保育所  
職務内容●小学校低学年児童の保育(宿題の指導や助言、絵本の読み聞かせ等)  
勤務日●1週間(月～土)につき3日程度(祝日を除く)

勤務時間●1日5時間～6時間  
登校日 下校時～午後7時  
休校日 午前8時～午後1時  
または午後1時～午後7時  
賃金●時給935円  
手当等●通勤手当、労災保険  
提出書類●履歴書、資格を証明する写し  
申込期限●随時受付

申込み・問合せ●子育て支援課こども係☎76-5412

## 香取地域キャリアパス支援研修 & 香取ブロック研修会

介護に携わっている方や関心のある方々に、高齢者介護についてより理解と知識を深めてもらうための講座です。ぜひみなさんご参加ください。

日時●1月31日(土) 午前9時30分から受付  
場所●多古町保健福祉センター(応募多数の場合はコミュニティプラザに変更)  
内容●①午前10時～正午…「高齢者に多い病気の理解」 あたご研究所所長 後藤 早苗氏  
②午後1時～3時…「笑い筋体操」～笑ってもっと健康に～  
NPO法人笑い筋体操ハッピーネット  
インストラクター 上原 栄子氏  
③午後3時～4時…介護Q&A「日頃の悩みや疑問を話し合ってみましょう！」

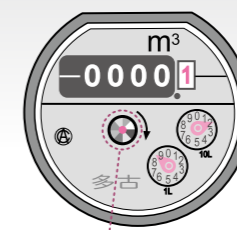
対象者●介護に関心のある方  
参加費●無料 ※昼食は各自でご用意ください  
申込み・問合せ●多古町社会福祉協議会にある申込用紙により1月21日(水)までにFAXまたは郵送で申し込む。(必着)  
〒260-0026 千葉県中央区千葉港4-3  
千葉県ホームヘルパー協議会☎043-242-5376 FAX 043-242-6376



## 寒～い冬には、水道管の凍結にご注意ください

気温がマイナス4℃以下になると、水道管の水が凍り破裂するおそれがあります。

特に多いのは、水道管が「むき出しになっている、北向きの日陰にある、風当たりの強い場所にある」場合などです。漏水が疑われるサインとしては、「地面がいつも濡れたようになっている、水を使っていなくても水道メーターのパイロットが動いている」などが挙げられます。冬場は、定期的に水道管の周辺を見回ることをお勧めします。



パイロット

万が一、水道管が破裂したり漏水した際には、水道メーターボックス内のコックをひねると水は止まります。ボックスの上に植木鉢や荷物を置いたり、泥で埋まっていたりすると、すぐに水を止めることができず、水道料金が高額になってしまう場合があります。水道管は、敷地内の止水栓から先が皆様の管理物になりますので、いつでも中のコックが動かせ、いつでも水道メーターが確認できる状態にしておいてください。

お問合せ●生活環境課水道工務係☎76-5406

### ■水道管が破裂・漏水したときは？

水道メーターのところにあるコックで水を止め、町水道指定工事店に直接連絡して修理をお願いしてください。指定工事店の一覧は、町ホームページでご確認いただくか、生活環境課までお問い合わせください。

※敷地内の水道管修理については自費になります。

### ■受水槽設置者の方へ

集合住宅や商業施設などで水道水を受水槽に貯めてから建物内へ配水している場合、水道法の適用を受けるものがあります。法律では受水槽設置者に衛生管理の責任がありますので、1年に1回以上は受水槽の中を清掃するなど、適切な管理をお願いします。

## 知っていますか？

# 特別障害者手当と障害児福祉手当

身体または精神に著しく重度の障害があるため、在宅での日常生活において常に特別な介護を必要とする方に、その負担の一助となることを目的に、特別障害者手当と障害児福祉手当制度があります。

受給資格が認定されると、申請月の翌月分から、毎年2月・5月・8月・11月に各月の前月分までの手当が支給されます。

### ■特別障害者手当

重度の障害があるために、在宅で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方  
給付額●月額26,000円

### ■障害児福祉手当

重度の障害があるために、在宅で常時介護を必要とする20歳未満の方  
給付額●月額14,140円

※支給を受けるためには申請が必要ですが、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額を超える場合には、手当は支給されません。詳しい支給要件等については、お問い合わせください。

お問合せ●保健福祉課福祉係☎76-3185

## 国保多古中央病院からお知らせ

# 1月から整形外科の診療日が増えます

今までの診察日に、毎週月・水曜日と第1、第3、第5金曜日 が追加されます。

診療内容は、腰痛・神経痛・関節痛・肩凝りなどの痛みを中心とした病気、骨折や脱臼・捻挫、骨粗しょう症などです。どうぞご利用ください。

曜日	月	火	水	木	金	土
診察	●	※予約のみ	●	●	第1・3・5	第2・4

●は今までの診察日 ●は追加診察日

お問合せ●国保多古中央病院☎76-2211